

チェックシートE
(遮断型埋立処分場)

①埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第5号イ）

	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³

②埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。（最終処分基準省令第1条第2項第10号イ）

当該水質検査に係る地下水等を採取した場所	
当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日	
当該水質検査の結果の得られた年月日	
当該水質検査の結果	

③埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を埋立処分開始後、地下水等検査項目について**1年に1回**以上測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第10号ロ）

当該水質検査に係る地下水等を採取した場所	
当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日	
当該水質検査の結果の得られた年月日	
当該水質検査の結果	

④埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて**1月に1回**以上測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第10号ハ）

当該水質検査に係る地下水等を採取した場所	
当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日	
当該水質検査の結果の得られた年月日	
当該水質検査の結果	

⑤上記の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第10号ニ）

当該水質検査に係る地下水等を採取した場所	
当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日	
当該水質検査の結果の得られた年月日	
当該水質検査の結果	

⑥残余の埋立容量について**1年に1回以上**測定し、かつ、記録すること。（最終処分基準省令第1条第2項第19号）

当該測定を行った年月日	
当該測定の結果	

- ⑦外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第2条第2項第1号ハ）

当該点検を行った年月日	
当該点検の結果	
当該点検の結果、設備の損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	

- ⑧閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、閉鎖した区画）については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第2条第2項第1号ホ）

当該点検を行った年月日	
当該点検の結果	
当該点検の結果、覆いの損壊又は埋立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	

- ⑨地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（最終処分基準省令第1条第2項第11号）

当該措置を講じた年月日	
当該措置の内容	